

石炭探鉱資金出資細則

平成24年9月18日
2012年（炭開）業務細則第23号
最終改正 令和4年11月14日

（目的）

第1条 この細則は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）が独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構業務方法書（2004年（総企）業務規程第1号。以下「業務方法書」という。）第3章第1節第22条第1項の定めに基づく出資業務を行うに当たり、その基準を定めることを目的とする。

（運用方針）

第2条 機構は、出資を行うにあたり、当該事業の遂行がわが国への石炭の安定供給を戦略的かつ効率的に実現することに留意するとともに、資金の効率的運用を図るものとする。

2 機構は、業務方法書第4条第3項の規定に基づき、採択審査開始前に、本細則第11条に記載の出資の申込を行う者と、同者が申し込みを行う案件の目的やこの達成に必要な費用等を総合的に勘案しながら協議の上、本細則を当該申し込みされた案件の採択及び管理上の主たる細則とするか、従たる細則とするか決定し、業務を遂行するものとする。

（出資金の使途）

第3条 機構の出資金の使途は、海外において石炭の存在が有望と認められる地域における石炭の探鉱に必要な資金であって、その探鉱を促進することにより優良資源の確保に効果があると認められるものとする。

（出資の相手方）

第4条 機構の出資先となる者は、石炭の探鉱を行う石炭鉱業を営む本邦法人又は本邦人若しくは本邦法人が、直接、間接にかかわらず、出資によりその経営を実質的に支配している石炭の探鉱を行う石炭鉱業を営む外国法人とする。

2 前項に定める出資先となる者には、当該者が、直接、間接にかかわらず、出資によりその経営に参加している他の本邦法人又は外国法人が行う石炭の探鉱に必要な資金を供給する場合を含むものとする。

（対象となる事業）

第5条 出資の対象となる事業は、出資先となる者が、探鉱するために必要な権利等を取得し又は確実に取得する見込みのある場合（出資先となる者から探鉱資金の供給を受ける本邦法人若しくは外国法人が、その権利等を取得し若しくは確実に取得する見込みのある場合を含む。）であって、第14条の定めに基づく出資基本契約により定められた地域及び期間の範囲において実施される石炭の探鉱事業（以下「対象事業」という。）とする。

2 対象事業が外国の法人、政府関係機関、これに準ずる者との合併事業又は共同事業として行われる場合は、次の各号に定める要件を備えている事業に限るものとする。

（1）合併事業又は共同事業の結果生産される石炭について、出資先が当該事業契約に基づく探鉱事業資金分担割合に応ずる取得権を有すること

（2）対象事業の実施について、出資先が事業実施計画の策定に対する発言権等の自主性を有すること

(出資の限度額)

第6条 第3条に定める石炭の探鉱資金に対する出資の限度額は、出資を受ける者の探鉱に必要な資金に充当される出資の額に100分の50以内を乗じた額とする。ただし、機構が単独で最大株主又は最大出資者とならない範囲で出資を行うものとする。

(出資の方法)

第7条 機構は、株式の取得の方法により出資を行うものとする。

(出資の手続)

第8条 出資に当たっては、相手方から出資申請書の他、石炭探鉱資金出資及び石炭開発資金債務保証業務要領に定める必要書類を提出させるものとする。

(審査手続)

第9条 採択審査に当たっては、迅速を旨とし、申請書を受領してから採択の可否を決定するまでの審査期間(ただし、国との協議に要した期間を除く。)を、第8条の書類をすべて受領した日より起算し、原則4週間以内とする。

(出資の審査)

第10条 機構は、出資対象案件の採択に際しては、出資の採択に関する審査基準を定め、当該審査基準及び本細則に定めるところに従い、技術面、経済性等について厳正な評価を行うものとする。また、労働安全衛生・環境の負荷低減のための審査基準を別途定め、汚染対策、自然環境保全・社会環境への配慮等に関する評価を行うものとする。なお、第2条第2項に基づき業務を遂行する場合であっても、本細則に基づき定める採択審査に係る基準と従たる細則において定める採択審査に係る基準(経済的事項及び政策的事項を除く。)を複合的に用いて審査を行う。

(採択の可否及び条件の通知)

- 第11条 出資の採択は、出資の申込に基づき、機構がその可否につき決定する。
- 2 出資については、機構が厳正な審査を実施し、国のエネルギー政策及び資源政策との整合性につき経済産業大臣と協議を行い、経済産業大臣の同意を得た上で、対象事業としての採択の可否を決定するものとする。
 - 3 採択の可否及び条件の通知は、申し込みを行った者に送付するものとする。
 - 4 機構は、採択の対象となる探鉱事業等(以下「出資対象事業」という。)に関し、出資を受ける者が探鉱を行うために必要な権利等の取得を完了していない場合等審査の前提となる事項が確定していない場合は、これらが充足されることを条件として採択するものとし、前項の通知にその旨を記載するものとする。
 - 5 機構は、不採択の通知に、その理由を付すものとする。
 - 6 申し込みを行った者が前項の通知を受けたのち、不採択理由を是正した場合には、機構は申込者の再申請により、1回に限り再審査を行うことができるものとする。

(出資金の管理)

第12条 出資金の管理は、次の各号に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 出資金の用途
- (2) 出資基本契約条件の履行状況
- (3) 出資先の経営状態

(探鉱等事業の年間事業計画)

- 第13条 機構は、出資先に対し、出資対象事業の各事業年度の事業計画及び資金計画（以下「年間事業計画」という。）について、原則として当該事業年度の開始までに、機構の承認を受けるよう求める。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。
- (1) 出資先となる者が探鉱を行うために必要な権利等の取得を完了していない場合、その他やむを得ない理由により、事業年度の開始までに機構の承認を受けることが困難と見込まれる場合は、その旨の報告を求め、年間事業計画を策定次第、速やかに、機構の承認を受けるよう求めるものとする。
 - (2) 機構が当該承認の必要がないと認める場合は、報告に代えることができるものとする。
- 2 機構は、前項の承認を行うに当たっては、事前に出資先より承認すべき内容についての書面を受領し、出資対象事業の実績及び今後の見通しを踏まえ、別途定めるプロジェクト管理に関する基準に基づき審査を行うものとする。
- 3 経済性を満たす見込みがなくなったと判断される出資対象事業については、機構は既に受領済みの年間事業計画の実施に要する資金、又は受領済みの出資先となる者が探鉱を行うために必要な権利等を取得した相手と締結する契約等及び探鉱を行う国等の法令等（以下「探鉱契約等」という。）に基づく義務の履行に要する資金に関するものを除いて追加の出資は行わず、保有していた株式は適切に処分するものとする。
- 4 年間事業計画に重要な変更が見込まれる場合、機構は、出資先に対し、速やかに機構の承認を受けるよう求め、又は報告させるものとする。この場合において、機構が承認を行うときは、第2項の規定を準用する。
- 5 第1項の定めにかかわらず、第21条に定める事業の終結を承認済みの場合には、機構は、年間事業計画の報告を求めないものとする。
- 6 第1項に定める年間事業計画又は第4項に定める年間事業計画の重要な変更の承認については、機構が第15条第1項第10号に定める開発移行を承認しており、かつ、機構が出資先に対して新たな出資を行わない場合には、機構はその判断により、承認に代えて報告とすることができるものとする。
- 7 前各項の定めにかかわらず、事業費の増大、採択時に想定した石炭埋蔵量の減少、石炭価格下落等により出資対象事業の経済性の大幅な悪化が見込まれる場合、機構は出資先に対して適切な対策を講じることを求めるものとする。

(出資基本契約)

- 第14条 機構は、第13条の定めに基づく承認を行った後、出資先となる者との間で、次の各号に定める事項を出資基本契約において締結するものとする。
- (1) 事業実施の地域及び期間
 - (2) 第13条の定めに基づく承認若しくは報告、第15条の定めに基づく承認若しくは報告又は第16条の定めに基づく報告
 - (3) その他機構が必要と認める事項
- 2 機構は、前項の基本契約の締結に当たって、第11条第4項に定める採択の条件が付されている場合には、これが満たされていることを確認するものとする。
- 3 機構は、採択から第1項の出資基本契約の締結までの間において、次の各号の定めにより、第13条に定める承認若しくは報告、第15条に定める承認若しくは報告又は第16条に定める報告を求めるものとする。
- (1) 出資先となる者が法人として設立されていない場合は、当該出資先の主要な株主となることが予定されている者に第13条に定める承認若しくは報告、第15条に定める承認若しくは報告又は第16条に定める報告を求めるものとする。

- (2) 出資先となる者（出資先となる者が法人として設立されていない場合には、当該出資先の主要な株主となることが予定されている者）が、出資対象事業に関する権利の取得を完了していない等のため必要な情報が得られない場合にあっては、当該情報入手して前号に定める承認申請又は報告が可能となった段階で、可及的速やかに承認又は報告を求めるものとする。

（事前承認事項）

第15条 機構は、出資先に対し、次の各号に定める事項につき機構の事前承認を受けるよう求めるものとする。ただし、機構がその必要がないと認める場合は、報告に代えることができるものとする。

- (1) 定款の変更
- (2) 資本金の増減、社債の発行、その他財政上の重要事項
- (3) 決算及び剰余金の処分
- (4) 販売上の重要事項
- (5) 株主構成の重要な変動
- (6) 鉱区期限の延長又は短縮
- (7) 鉱区の追加取得
- (8) 鉱区の一部放棄
- (9) 権益比率の変更
- (10) 開発移行
- (11) その他、機構が重要と判断する事項

2 機構は、前項各号の承認を行うに当たっては、事前に出資先より承認すべき内容についての書面を受領し、当該出資対象事業の実績及び今後の見通しを踏まえ、判断するものとする。

3 前項において、第1項第5号から第11号までの承認を行うに当たっては、第13条第2項の規定を準用する。

4 第1項の定めにかかわらず、機構は、出資先に対し、第1項各号に定める事項が当初より出資対象事業の実施に際して探鉱契約等に定められている内容である、又は出資先以外の共同事業者に関する事項である等、出資先が当該事項の決定に関与しえない事項である場合は、当該事項の報告を速やかに行うよう求めるものとする。

（報告事項）

第16条 機構は、出資先に対し、次の各号に定める事項について月次で報告を求めるものとする。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 事業の進捗状況及び資金支払い状況
- (3) 生産、販売及び財務の状況
- (4) その他機構が指示する事項

2 前項の報告は書面にて受け取るものとする。

（監査）

第17条 機構は、必要に応じて出資先の財産、書類、帳簿等を調査し、その実情を把握するものとする。

2 機構は、必要に応じて実地調査を行うものとする。

（出資対象事業の経済性評価）

第18条 機構は、機構財務の健全性を確保するとともに、出資対象事業の適正な管理を行うため、すべての出資対象事業についての経済性評価を年1回行うものとする。

(出資対象事業の経済性評価の方法)

第19条 出資対象事業の経済性評価は、各出資対象事業の進捗状況、採択時及び前回評価時との変化について分析を行うとともに、各出資対象事業につき同一条件での長期資金収支見通しを作成することにより横断的な比較分析を行うものとする。

2 前項の比較分析を行うに当たり、出資と同時に債務保証が行われている事業の比較分析については、事業に係る同一のデータに基づき、出資及び債務保証のそれぞれについて比較分析を行うものとする。

(出資対象事業の経済性評価結果)

第20条 出資対象事業の経済性評価の結果に基づき、各出資対象事業の財務的達成度を評価し、機構財務への影響を検討するとともに、各出資対象事業を次のAからCの3ランクに分類し、分類結果を踏まえて出資対象事業の適切な管理を実施するものとする。

A：一定の利益が見込まれる成功事業

B：成功・不成功が判明する以前の事業

C：損失が見込まれるため、抜本的見直しが必要な事業

2 経済性評価の結果、Cランクに分類された出資対象事業については、経済性の回復の見込みの検討を行い、翌事業年度の年間事業計画に反映させるものとする。

(出資先の申請による事業の終結)

第21条 機構は、出資対象事業について、出資先が、当該出資対象事業に関する権利を放棄、譲渡又は売却することにより当該出資対象事業を終結しようとする場合は、機構の事前承認を受けるよう求めるものとする。

2 機構が、前項の承認を行うに当たっては、次の各号に定める事項を勘案し、総合的に審査を行うものとする。

(1) 出資対象事業の実績、これを踏まえた地質的有望性及び石炭資源量評価、その他技術的な評価

(2) 探鉱契約等に定める義務の履行状況、その他出資対象事業の終結に関する探鉱契約等の規定

(3) 第1号の技術的な評価を踏まえて検討する出資対象事業の経済性

(4) 権益売却のための取り組みの状況及び今後の見込み

(機構による株式の処分)

第22条 機構が、その所有する株式(新株引受権を含む。次項において同じ。)を処分する際には、業務方法書第23条第2項に定める手続に従うほか、出資先と協議するものとする。

2 出資された株式の処分については、機構が保有する株式の評価を合理的に行うことが可能となった場合であって、次の各号のいずれかに該当するときには、当該株式を売却するものとする。

(1) 出資先に出資する本邦法人等(機構を除く。)が売却を求めるとき。

(2) 機構が、機構の保有株式を売却することが必要であると判断するとき。

3 株式売却の際の売却価格を含む売却条件については、外部の有識者から構成される委員会の答申に基づき決定する。

4 機構は、機構以外の株主が、その所有する株式を処分することにより出資先の株主構成

に重要な変動を生ずる場合について、第1項に準ずる措置をとらせるものとする。

第23条 この細則に定めるもののほか、出資業務に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

この業務細則は、平成24年9月18日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成25年8月19日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成30年1月5日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成30年11月2日から施行する。

附 則

この業務細則は、令和4年11月14日から施行する。